

【試験】未受験科目の代替措置受付期限について

2018年11月26日

定期試験およびそれに準ずる試験を受験できなかった学生が、未受験代替措置を申し出る期限は原則として該当試験実施日を含めて7日以内ですが、定期試験最終日が受付期限となるため、以下の表をご確認ください。

なお、締切が休日になる場合は翌営業日まで受け付けています。締切日が冬季休業期間中になる場合は、12月26日までに申請をお願いします。ただし、文学部窓口に電話等で事前に連絡をした場合に限り、1月8日の提出を受け付けます。

※電車遅延による場合は原則試験実施当日のみの受付となります。

試験日	受付期限
月曜日	翌週の月曜日
火曜日	翌週の月曜日
水曜日	翌週の火曜日
木曜日	翌週の水曜日
金曜日	翌週の木曜日
土曜日	翌週の金曜日
12月20日～12月22日	12月26日
1月28日～2月2日	2月2日

文学部担当